

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主重視の原則の下、取締役の経営責任を強く意識しており、不正の防止及び意思決定過程の明確化、業務の執行内容についての合理性の確保が図られるようなコーポレートガバナンスのあり方を充実させていくことを基本方針としております。そのため、監査役4名(すべて社外監査役)で構成する監査役会を設置し経営監視機能の強化を図るとともに、社外監査役及び社外取締役が取締役会へ出席することにより十分なチェック機能が働くようにしております。

さらに、経営上の意思決定の仕組みを明確にすることを目的に、毎月の活動実績報告と今後の方針を審議する機関として毎週1回「常務会」を開催しております。同会議は、社内取締役及び執行役員で構成され、常勤監査役も出席しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
滝 久雄	93,055	35.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,814	3.40
財団法人日本交通文化協会	5,789	2.23
滝 裕子	5,735	2.21
菊池 俊彦	5,055	1.95
滝 紀久子	4,935	1.90
小田急電鉄株式会社	4,593	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,554	1.76
京浜急行電鉄株式会社	4,513	1.74
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	3,514	1.36

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中島 邦雄	学者								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
中島 邦雄	——	公正中立な立場から取締役の業務執行の妥当性、適正性を確保するための助言、提言をしていただけるため

その他社外取締役の主な活動に関する事項

毎月1回開催される取締役会に出席し、適宜、提言・助言を受けております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

相互の監査計画についての報告・協議等、緊密な連携を築いており、日常業務の他にもシステム監査等、特定のテーマでの意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査は監査室が担当しており、監査役と監査計画のすり合わせ、監査結果の定期的報告等、日常的に極めて緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
増本 愈	他の会社の出身者									○
石渡 恒夫	他の会社の出身者				○	○				○
広瀬 明彦	他の会社の出身者									○
森本 友則	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
増本 愈	—	多企業にわたる監査業務経験に基づく助言、提言をしていただけるため
石渡 恒夫	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言をしていただけるため
広瀬 明彦	—	元ホテル経営者としての経験を生かし、営業活動全般への公平な助言、提言をしていただけるため
森本 友則	—	専門知識による会計・計数監査の視点から助言、提言をしていただけるため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行の監視を行っております。また、同日開催の監査役会に出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、従業員、及び監査役並びに社外協力者に対し、新株予約権を無償発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

—

・役員報酬の内容

当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額は、132,798千円であり、その内訳は以下の通りです。

1. 社内取締役を支払った報酬 119,148千円
2. 社外取締役を支払った報酬 3,600千円
3. 社外監査役を支払った報酬 10,050千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会以外でも、重要な会議への出席機会を保障し、情報収集活動をサポートする体制を築いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 会社の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他の体制の状況

・当社は監査役制度を採用しております。

・取締役9名のうち、社外取締役は1名です。取締役会は原則毎月開催されております。また、監査役4名全員が社外監査役であり、監査役会を原則毎月開催するとともに、取締役会等重要な会議に出席し、各取締役の業務執行状況を監査しております。

また、社外取締役並びに社外監査役とは、定款の規定並びに会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

・内部監査を担当する部署として監査室を設置しており、人員は3名となっております。

・当社は、あずさ監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結しており、同時に定款の規定並びに会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約も締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

2. コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

・内部統制報告制度への対応

金融商品取引法に準拠し、本事業年度から適用された内部統制の義務付けに対応するため、コンプライアンス室に内部統制担当を置き、法に対応した体制を整備し、運用を実施しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会へ出席できるよう、集中日を回避しております。
その他	株主総会終了後に戦略説明会を開催し、社長より今後の戦略及び方針について説明しております。また、株主総会后速やかに当社ホームページにて一定期間株主総会における事業報告の説明ビデオを一般配信しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎、年4回、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、第3 四半期および決算期の年3 回、決算説明会を開催しております。説明会資料は、同日当社ホームページに掲載しております。また、説明会后速やかに、当社ホームページにて決算説明会における説明場面のビデオを一般配信しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	——	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信や適時開示資料、IR カレンダーなどの情報を掲載しております。 http://www.gnavi.co.jp/company/ir/	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 管理department IR グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業理念、コンプライアンス指針にその内容を定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 A. 基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループのコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- (2) コンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告しております。
- (3) コンプライアンス担当者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築しております。従業員が直接報告することを可能とするコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を設けております。報告・通報を受けたコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施しております。
- (4) コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。
- (5) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用および評価を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに、少なくとも10年間以上、適切に保存・管理するものとしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・計算書類の附属明細書
- ・稟議書
- ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、リスク管理規程を制定しております。同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化しております。
- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、グループ全体のリスク管理に関する業務を所管しております。
- (3) 内部監査部署は、各部署のリスク管理の状況を内部監査しております。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- (1) 職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等意思決定ルールの策定
- (2) 取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
- (3) 取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- (4) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社のグループ各社全体の内部統制に関する担当部署をコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。
- (2) 当社取締役およびグループ各社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任および権限を有しております。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署および(2)の責任者に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、(2)の責任者に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

6. 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は監査役会および監査役の指示に従って監査役の職務を補助しております。
- (2) 監査役会および監査役は、監査業務の必要に応じて、管理本部および監査室に属する従業員を、その職務を補助する者として指名することができますものとしております。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- (3) 取締役は、監査職務補助者が、監査役会および監査役の指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないものとしております。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要するものとしております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を定める規程を、監査役会と協議の上、制定しております。取締役は次に定める事項を監査役会に報告するものとしております。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議については、この報告を省略することができるものとしております。

- 1) 常務会で審議された重要な事項
- 2) 業務報告会で報告された重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査に関する重要な事項
- 5) 重大な法令・定款違反に関する事項
- 6) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 従業員は、(1)の(3)、(5)および(6)に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとしております。この場合、当該従業員に対する氏名秘とく等の保護措置に万全を期するものとしております。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部署との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図

っております。

(2) 監査役会に対して、独自に顧問弁護士を雇用し、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

B. 整備状況

1. 上記「A. 基本的な考え方」とおりです。

2. その他の具体的整備状況

(1) コンプライアンス指針の制定

当社は、当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに「企業の社会的責任」を果たすために、コンプライアンス指針を制定しております。

(2) 相談窓口の設置

コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、従業員が問題点を発見した場合には直接報告することができるようになっております。なお、報告・通報を受けたコンプライアンス室は、その内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、全社的な再発防止策を実施しております。同様にセクハラ相談窓口を社外に設置しております。

なお、全従業員に相談窓口利用手引を配布し、これらの相談窓口が適切に利用できるように啓発しております。

C. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンス指針として定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

D. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。

1. 対応総括部署及び対応担当者の設置状況

総務グループを対応総括部署とし、対応担当者を選任するとともに、必要に応じてコンプライアンス室と協議して対応することとなり、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

2. 外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務グループ並びにコンプライアンス室において、外部関係機関等から情報を収集・管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認資料として利用するようになっております。

4. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンス指針を受け、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。

5. 研修活動の実施状況

コンプライアンス指針を、グループウェアの掲示板および社内各所に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底しております。さらには、入社時および定期的にコンプライアンス研修を実施しており、反社会的勢力排除の啓発活動を行っております。

6. 取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛に関する事項は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

